

令和8年度

# 郡山市放課後児童クラブ入所のしおり

学校が終わると児童クラブに「ただいま」と帰ってくる子どもたちを、支援員は「おかえり」と迎えます。児童クラブでは、学年の異なる子どもたちが日々の生活と遊びを通じて、自主性・社会性・創造性の向上、基本的な生活習慣を培い、子どもたちの健全な成長が育めるよう支援します。

## 1 開所日、開所時間

### (1)開所時間

開所日	開所時間	延長利用時間
授業のある平日	放課後～18時30分	18時31分～19時30分
長期休業期間の平日	7時30分～18時30分	
振替休校日		
土曜日		*土曜日の延長利用は実施無

(2)開所しない日 日曜・祝日、8月13日～8月16日、12月29日～翌年1月3日  
災害や感染症等による学校閉鎖日

**注** 感染症拡大による学級閉鎖や学年閉鎖に該当する児童は、集団感染の防止のため、学級閉鎖等の期間は児童クラブも利用できません。

## 2 利用予定の入力・連絡

はじめに

ICカード読み取りによる入退室時刻の配信や利用予定申請等をご利用いただくため、『安心でんしょばと』のアプリ登録をお願いします。

※登録手続き・入力方法等は、別紙『安心でんしょばと』案内文参照

利用予定  
の入力

専用アプリの「利用予定」画面から、**前の月の15日までに**利用予定・延長利用予定・欠席予定を入力してください。

利用予定  
の変更

平日の利用予定変更は**当日の午前10時まで**に、  
土曜日・長期休業期間の利用予定変更は**前日午後5時までに**、アプリの入力変更をお願いします。

出席予定日が欠席に変更、  
欠席予定日が出席に変更、  
延長利用予定の有無が変更  
などの場合

### 児童クラブの利用日

児童クラブ入室した時刻を、メールやアプリで保護者にお知らせします。



※各児童のICカードは児童クラブで保管します。

### 利用予定の急な変更

体調不良や都合などによる当日の急な変更は、**学校への連絡とは別に児童クラブにも連絡**をお願いします。

平日午前10時以降の連絡は13時30分まで、土曜日・長期休業期間は前日午後5時までに、**電話連絡**をお願いします。※児童クラブ開所時間前に連絡する場合は、留守電へのメッセージをお願いします。

児童から口頭で欠席や早退の連絡があった場合や、利用予定日に保護者の方からの連絡が無く児童の出席がない場合は、緊急連絡先へ電話確認をさせていただきます。

安心でんし  
よばと  
連絡機能

- お子さまの入退室をプッシュ通知
- 児童クラブからのお知らせ配信
- 出欠席・遅刻、お迎え等の申請

### 3 延長利用

あらかじめ保護者から延長利用希望を受け付け、平日に 19 時 30 分までの延長受け入れを行います。

平日 18 時 30 分から 19 時 30 分まで間の延長利用をご利用された場合は、月の利用分をまとめて翌月末日に口座振替で徴収します。

#### 延長利用予定 の入力

『安心でんしよばと』の利用予定入力で、延長利用希望日の予定入力、または、予定変更が生じた場合の入力を事前をお願いします。

#### 延長利用のルール

- ◆ 延長利用希望を出していない日であっても、お迎えが 18 時 30 分を過ぎた場合は延長利用料金がかかります。
- ◆ 土曜日に延長利用は行いません。
- ◆ 延長利用予定によって児童クラブ支援員の勤務体制を組むため、延長利用希望や予定変更の事前入力をお願いします。

※ 時間は各教室に配置している電波時計で計測します。

### 4 送迎、土曜日等の朝の引き渡し

- (1) 保護者又は保護者に代わる 18 歳以上の方が、18 時 30 分までに児童クラブへ迎えに来てください。
- (2) 同居家族以外の方がお迎えに来る場合は、「代理人引受届」を事前に児童クラブへ提出してください。代理人がお迎えの際は、本人確認のため身分証等を提示していただきます。
- (3) 土曜日・長期休業期間は、午前7時30分以降に、児童クラブ入口にてお子様を支援員に引渡してください。 ※お子様が一人で登所することはできません。

### 5 塾・習い事・放課後等デイサービスなどの利用

児童クラブから、塾・習い事・放課後等デイサービスなどに通う場合には、塾等の職員又は保護者による児童クラブへの送迎が必要です。塾等から児童クラブへ戻る場合も同様です。

塾・習い事・放課後等デイサービスなどの利用がある場合には、事前に児童クラブへ「該当する日、時間、送迎者、終了後に児童クラブへ戻るのか自宅へ直帰するのか」を伝え、塾等の職員が送迎を行う場合には「代理人引受届」を提出してください。

### 6 傷害・賠償保険

児童クラブでの活動中にケガをして医療機関を受診した場合は、加入保険により傷害保険対応が可能ですので、児童クラブに申し出てください。

入所児童は全員、傷害・賠償保険（年 500 円）に加入していただきます。

## 7 お子様の体調管理、緊急時の対応

お子様の体調が悪いときは、児童クラブをお休みしていただきます。感染症などの病気になった場合は、完治するまでクラブの利用はできませんので、ご協力をお願いします。

また、児童クラブでの投薬は原則行いません。支援員は声かけや見守りを行いますので、児童クラブへご連絡をいただくとともに、必要な処置は保護者の方からお子様へご指導ください。



**緊急連絡**

児童クラブでお子様の体調が悪くなった場合や事故が生じた場合は、保護者の緊急連絡先へ電話連絡をします。  
速やかなお迎えをお願いします。

保護者の緊急連絡先に電話がつかない場合には、保護者の勤務先にご連絡させていただきます。  
緊急連絡先や勤務先に変更が生じた場合は、速やかにクラブへ報告をお願いします。

## 8 おやつを提供、ルール

放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、児童クラブの開所日(土曜日や長期休業日も含む)にはおやつを提供します。

また、クラブ内での行事の際は、特別おやつを提供する場合があります。

食物アレルギーがある場合などは、必ず事前にクラブへ質問票の提出と面談をお願いします。なお、食物アレルギー情報に変化がありましたら、クラブへご連絡をお願いします。

**おやつ提供のルール**

- ① 持ち帰り後の食中毒事故防止のため、**おやつを持ち帰りはできません。**  
**理由**  
持ち帰り後、どのタイミングで持ち帰ったおやつを児童が喫食するかが分からず、食中毒事故が起きた際に経緯の把握が難しくなるため
- ② 食品アレルギーがある場合は、クラブが提供したおやつでアレルギー反応が起き、事故が発生してしまうことを防ぐため、**おやつを持参**をお願いします。
- ③ 習い事や放課後デイサービス利用の場合、該当児童のおやつ提供時間の変更等の対応いたします。

**要面談**

- ◆ 食物アレルギーがある場合
- ◆ エピペンが処方されている場合

↓

面談でアレルギーの状況や対応等をお聞きします。  
エピペン等お持ちの方は、ランドセルのどの場所にしまっているのかも含めて聞き取りをします。  
また、アレルギーやエピペンの対応方法について、医師からの指示事項や学校にお伝えしている内容は、クラブにも共有していただきますようお願いいたします。

## 9 児童クラブの持ち物

(1) お子様の持ち物には、必ず全てに名前の記入をお願いします。

(2) 入所時に準備する物…詳しくは各児童クラブからご案内します。

※ 原則、学校に持ってきてはいけないもの(ゲーム機等)は、児童クラブへ持参できません。

## 10 児童クラブでの学習

宿題や自主学習の時間を設け、声かけをしますが、宿題を終わらせたことについてのご確認はご家庭でお願いします。児童クラブは生活の場という位置付けのため、学校や学習塾のような学習指導は行っておりません。

## 11 給食のない日の対応

土曜日や長期休業期間、または平日でも給食がない日は、お弁当・水筒を持参させてください。

※ 新1年生は、入学式から1週間程度、給食がありません。  
給食が開始されるまでは、お弁当を持たせてください。

希望者を対象に夏季の配食サービスを実施します。詳しくは夏休み前にお知らせします。  
食物アレルギーがある場合は、ご注文ができません。

## 12 利用料金・延長利用料金・おやつ代・保険料

利用料金、延長利用料金、おやつ代、保険料は、口座振替で徴収します。

入所決定通知書と同封して案内しています「口座振替手続き案内」を参照し、速やかに口座登録をお願いします。

口座未登録の場合や口座残金不足等によるエラーの場合は、口座振替日以降に児童クラブ経由でコンビニ払込用紙をお渡しします。

コンビニ払込用紙による納入の事務手数料(210円)は保護者負担となります。また、児童クラブで現金納付を受けることはできませんので、口座振替の納付にご協力をお願いします。

区分		利用料金	延長利用料金	その他
一般		月額 4,800円	1回 200円	おやつ代 月額 1,800円 (アレルギー対応によるおやつ持参者を除く)
きょうだい同時入所の2人目以降		月額 2,400円	1回 100円	
免除	就学援助・児童扶養手当の支給世帯	月額 2,400円	1回 100円	保険料 年 500円
	生活保護世帯	月額 0円	1回 0円	

※利用日数や、月途中での入退所による日割り計算はありません。

◆口座振替日 利用月の翌月の末日(金融機関休日の場合はその翌営業日)

### 免除のオンライン申請

◆多子軽減は、免除手続き不要。ただし、きょうだいで別の学校のクラブ入所の場合はお申し出ください。

免除に該当する方は、必要書類を用意の上、利用開始した月の末日又は要件に該当した月の末日(就学援助の場合は6月末)までに、右記QRコードから「児童クラブ利用料金免除申請書」のオンライン申請を行ってください。



◎オンライン申請トップページ⇒申請できる手続き一覧⇒【令和8年度】児童クラブ利用料金免除申請書 を選択

**注** 申請が遅れた場合、免除は遡りません。

対象者	免除手続きに必要な書類
就学援助を受けている世帯	就学援助認定通知書
児童扶養手当の支給世帯	児童扶養手当認定通知書
生活保護世帯	生活保護受給証明書

就学援助は、令和8年度就学援助認定通知書がお手元に届いてから6月末までに申請してください。

児童扶養手当はひとり親家庭等が対象の手当です。  
児童手当は免除対象外です。

## 13 入所要件等に変更があったとき

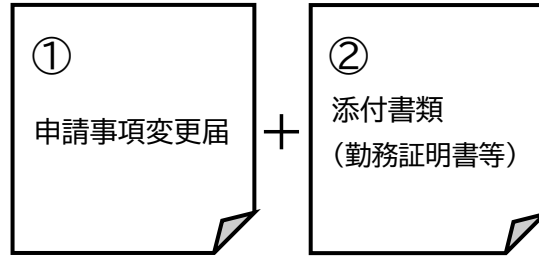
◆提出期限:変更が生じたら速やかに

### (1) 入所要件に変更があったとき 例:勤務先が変わった、雇用期間が更新されたなど

入所要件に変更が生じた場合は速やかに児童クラブへ変更状況を伝え、届出を提出してください。



①と②を合わせて  
児童クラブへ提出  
してください。



入所要件	入所承認期間	添付書類
就労	就労期間	勤務証明書(所定の様式) (郡山市職員は「勤務申告書」)
疾病・障がい	児童の監護ができない期間	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
看護・介護	児童の監護ができない期間	看護・介護を受ける人の介護保険被保険者証、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	就学、訓練等期間	在学証明書及び授業のカリキュラムの写し(就学期間・時間が確認できる書類)
出産	出産予定日の6週間前～出産後8週間	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が分かるページ)

・求職中の場合は利用できません。

・育児休業中はご利用できません。職場復帰前に、再度入所申し込みを行ってください。入所前に育児休業延長が確定した場合は、取下げの手続きをなさってください。

※ 入所要件に該当している場合は、保護者の週休日や勤務時間の終了が早い日であっても、開所時間内の利用が可能ですが、**保護者の入所要件がなくなった場合は、月末で退所**となります。

### (2) 住所や送迎者等に変更があったとき

事由	提出書類	提出時期
転居・勤務状況・家族状況等申請状況に変更があるとき 利用料金免除の要件が対象外となったとき	申請事項変更届	変更が生じたとき
同居家族以外が送迎するとき	代理人引受届	代理人による送迎を開始する前

## 14 退所

◆提出期限:利用最終日の月末まで  
または  
入所要件がなくなった月末まで

事由	提出書類	注意事項
仕事を辞めるなど、入所要件を満たさなくなったとき	①退所届をクラブへ提出 ②オンラインから申請	退所届が提出された月までの利用料金等は、保護者負担です。

※② オンライン申請トップページ⇒申請できる手続き一覧⇒郡山市放課後児童クラブ退所届 を選択

## 15 保護者の皆様へご協力をお願い

児童クラブでは、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努め、一人ひとりの個性や特性の良いところを伸ばして成長していけるよう、支援員同士での情報共有や学校の先生との情報交換を行います。

また、子どもに関する情報を家庭と児童クラブとで共有・情報交換を深め、ご家庭と児童クラブで連携して子ども自身の困り感に寄り添い、健全な心身の育成を図ることができるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 情報共有、情報提供

お子様の児童クラブでの様子やクラブでの活動内容などをお伝えしながら、情報共有に努めてまいります。保護者の皆様からお聞きしたい点があれば、お気軽に児童クラブの支援員へお声かけ願います。

また、食物アレルギーの情報、通院・療養中の状況、健康状態での気になる点、学校やこれまでの保育所・幼稚園等での配慮事項など、児童クラブでお子様を受け入れる上で配慮を要する情報があれば、児童クラブへお伝えいただき、ご不安な点があればご相談くださいますようお願いいたします。

### お迎え時間の順守

平日に延長利用がある場合は 19 時 30 分まで、延長利用をしない日や土曜日は 18 時 30 分までが開所時間です。

児童クラブの開所時間終了までのお迎え時間の順守をお願いします。

### 駐車場の安全利用

児童クラブの駐車スペースは限られているため、各クラブや学校から提示された場所や利用ルールを守り、徐行運転をお願いします。

## 16 お問い合わせ、ご意見等の窓口

令和6年度から指定管理者が、郡山市放課後児童クラブを運営しております。

お問い合わせやご意見等がございましたら、運営事業者(指定管理者)までお願いします。

運営事業者  
(指定管理者)

株式会社明日葉郡山事務所

〒963-8011 福島県郡山市若葉町 15-5 若葉ビル 5-1

電話 024-983-1618

施設設置者

郡山市こども部こども総務企画課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 (市役所西庁舎 3 階)

電話 024-924-3801